

# 事業承継について

～後継者へ円滑なバトンタッチをするために～

はばたき綜合法律事務所

弁護士 木村 真也

弁護士 酒井 卓也

## はじめに

本日は、経営者の皆様にお越しいただいているかと存じます。一言に経営者といいますが、様々な形態の組織で会社を運営されていると思いますが、皆様のうち多くの方が、会社の代表者兼大株主（100%株主）というお立場かと存じます。

現役でバリバリと前線でご活躍されている間は、あまり検討されないかもしれませんが、いずれ、代表の座を、また株式や会社の資産を次世代に承継させなければならない時期がまいります。円滑に承継しようと思えばその準備には時間がかかるものです。本日はいずれくる次世代へのバトンタッチが、円滑に実現できるように、どのような点を検討する必要があるのかをご理解いただき、事業承継対策のきっかけにさせていただければ幸いです。

### 1 事業承継とは

一般的に、経営者兼大株主である者が、株式、会社関係資産や経営権を後継者に譲渡することですが、ただ、単に税金対策だけに目を向けるのではなく、会社を構成する役員や従業員、取引先、経営方針などもうまく承継できるかという点も検討しなければなりません。つまり、「経営の承継」と「株式（事業用資産）の承継」という2つの側面を意識しなければならないからです。

### 2 事業承継のポイントには次の4つが考えられます

(1) いつ

(2) 誰に

例としては、親族、親族以外の会社内部の人間、外部 M&A などがありますが、これが決まることで、承継すべき時期や、それに伴う税務対策が決まってきます。早めに検討するに越したことはありません

(3) 何を

承継させるものが経営者の座、自社株（財産）かによっても対応が異なってきます

(4) どのような方法で行うか

これによって法的手続きや、税務が異なってきます。

後ほどこれらのポイントについて、もう少し詳しくお話いたします。

### 3 現状分析

2で示しましたポイントを検討し決定する上で、会社の現状分析が不可欠なことは言うまでもありません。ではどのようなことを把握しなければならないのでしょうか。

- 会社の資産構成

株価の算定や、相続の内容にこれが大きく関係します。どのような不動産があるのか、事業用資産を誰が所有しているのか、流動資産（預金等）がどの程度あるかなどです。

- SWOT 分析

SWOT は、S:強み、W:弱み、O:機会、T:脅威の頭文字をとっています。会社の強み、弱み、収益向上に貢献する外部の機会、障害となる脅威を分析して、新たな商機をつかもうとするものです。かかる分析を行い、今後の会社の成長の見込みを知ることが承継の時期や方法を検討する上で重要になってきます。

加えて次のことを知っておかなければなりません

- 自社株の評価
- 株主構成
- 経営者の資産構成
- 経営者の相続税の見込額
- 相続人の把握
- 後継者候補の資質、社内での評判

4 それでは、2でお示ししたポイントについて、見ていくことにします。

#### (1) いつ (承継の時期について)

いつ事業を引き継がせるかですが、その時期を検討する上で確認し解決しなければならない事項がいくつかあります

##### ア 後継者に経営能力が備わっているか

「後継者にはまだ早い？」と考えるならば、育成することを考えねばなりません。一から起業するのと成長した会社を引き継ぐことには違いがあります。

今の会社の従業員や取引先の信頼は先代が築いたものですから、子供に引き継ぐ場合は大半がその子どもよりも経験者であり、能力で従業員を引っ張っていくことは難しい部分が生じます。

このため、後継者を育てる必要性が生じるわけですが、「中小企業白書 2014 年度版」によれば、後継者の育成期間には5年以上10年未満の年数が必要と見込む中規模企業経営者が約5割いるのが現実です。

したがって、計画的に後継者の育成を行う必要があります。

##### イ 株価対策など株式を移転する方法が実行できるタイミング

会社の資産も承継させるのが普通ですから、当然相続対策が生じます。そのための株価対策が必要となります。その要点は、

- ・ 株価が高いときに自社株を移転するのはコストがかかる。
- ・ 株価対策は一般的に対策実行後の翌決算期に効果が現れる。

という点です。

また、自社株の承継には資金調達が必要になるケースも多いのでそれらの対策を検討することも必要です。

##### ウ 事業承継計画を立てる

自分はまだ働けるが、後継者に譲るべきという時期もあります。先に述べた①②の事情を踏まえて、タイミングを逸しないように早めに計画を立てることが必要です。次頁に事業承継計画例を示しておきます。

また、後継者以外の役員、従業員に公表する時期も注意すべきです。

子が後継者候補の場合など、役員からの協力が得られやすい場合は、早めに公表した上で、後継者の育成に協力してもらうことも考えられます。しかし、後継者候補者が複数おり、後継者争いがあるような場合は、早めに公表することが望ましくない場合もあります。

【事業承継計画の例】

項目		現在	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目		
事業の計画	売上高	8億円	→					9億円	→					10億円
	経常利益	3千万円	→					3千5百万円	→					4千万円
会社	定款・株式・その他		相続人に対する売渡請求の導入	Cから金庫株取得	Aから金庫株取得				黄金株の発行			黄金株の取得・消却		
現経営者（中小太郎）	年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳		
	役職	社長	→						会長	→	相談役	→	引退	
	関係者の理解	家族会儀		社内へ計画発表	役員の刷新（注1）			取引先・金融機関に紹介						
	株式・財産の分配		公正証書遺言の作成（注2）						黄金株の取得			黄金株の会社への売却		
	持株（%）	80%	75%	70%	65%	60%	55%	50%	20%+黄金株	20%+黄金株	20%+黄金株	20%		
		暦年課税制度【贈与】							→					相続時精算課税制度【贈与】
	その他							任意後見契約						
後継者（中小学）	年齢	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳	40歳		
	役職	従業員	取締役	→	常務	→	専務	副社長	社長	→				
	後継者教育	社内	Y工場	→		Z工場	→		本社営業	本社管理	総括責任	→		
		社外			経営革新塾									
	持株（%）	0%	5%	10%	15%	20%	25%	30%	60%	60%	60%	60%		
暦年課税制度【贈与】							→					相続時精算課税制度【贈与】		
補足	（注1）Aが退任し、Bが取締役に就任。 （注2）株式及び預貯金（5千万円）を学に、自宅を花子に、預貯金（5千万円）を梅子に相続させる旨を記載。													

出典：中小企業庁「事業承継ガイドライン 20問20答」P.7

## (2) 誰に (承継させる人物)

### ア 親族内承継

関係者が受け入れやすく、親密な話もしやすいので、まずは親族への承継を目指すことが考えられます。問題点として、親族に経営能力、意欲がない場合がありますので、この時には計画的に経営能力の育成を目指します。

### イ 親族外(社内)承継

会社の事情が分かっており、経営の連続性を保つことができるので、親族内に後継者がいない場合は、会社役員、従業員に事業を承継することを検討します。問題点として、役員、従業員間で経営権の承継を巡って紛争が起きる可能性があります。また、相続手続きによる資産の承継が出来ません。相続による場合は、株式とともにそれ以外の財産を相続することで、承継のための資金を確保することが可能な場合がありますが、親族外に承継する場合はそのように資金を確保することができないため、親族内承継よりも、株式取得のための資金確保が困難となります。したがって、会社からの借入、資産管理会社を設立し金融機関からの融資を検討する必要があります。

### ウ 社外への承継

親族、社内に後継者がいない場合は、社外の人間を探して事業を売却（M&A、合併、買収）することも選択肢ですが、問題点として、経営の連続性が切れてしまうことが往々にしてあり、説明会などを開いて社員の理解を得ることが重要になってきます。

以上の事柄を決定した上で、事業承継のための税務対策、資産保全といった技術的な検討に入ることが出来るようになります。

### (3) 何を（経営者の座と自社株式）

#### ア 社長（経営者）の座

法的には、取締役への選任（株主総会決議）、代表取締役への就任（取締役会決議）で代表者の座につくことをいいます。その経営者に必要な能力には、事業に関する知識はもちろんリーダーシップ、先見性、財務知識、コネクション 等があります。

そういった能力を身に付けてもらうための教育方法として、社内の各部門をローテーションして経験させる、会社の役員、部長等重要な地位に就け、経営会議に参加させるなどして経営に参画させる他、現経営者からの指導、他社での勤務経験、社外セミナーに参加させる等の方法が挙げられます。

#### イ 自社株

後継者には、会社の重要事項を決定できるようにするために、株式の3分の2以上を抑えさせる必要があります（定款変更や、合併、会社分割などの重要な取り決めは3分の2の特別決議が必要）。

経営者の所有する株式は、個人の所有財産ではあるものの会社運営に関わるものであり、親族に承継させる場合でも親族以外の役員の理解を得ておく必要があります。

親族以外の従業員、役員が後継者になる場合であっても、後継者のモチベーションの維持、長期的、安定的な経営をする上で、自社株は経営者から後継者に渡されることが一般的です。まず、3分の2を、残りは段階的に承継するということも合理性があります。（経営の監視、売却資金確保までの期間の猶予が目的です）

方法として、例えば

- ・役員が旧経営者から株式を買い取る方法「MBO（Management Buy-out）」
  - ・従業員が旧経営者から株式を買い取る方法「EBO（Employee Buy-out）」
- があります。

#### ウ その他

議決権制限株式、拒否権付種類株式（黄金株）、 属人的株式の発行といった特殊な株式の機能を利用する方法があります。

#### **【参考資料】**

##### ●議決権制限株式

議決権制限株式とは、議決権がない株式のことです。

##### ア 手順

- ①経営者が承継前に、議決権制限株式を発行（事前に株主総会の特別決議により種類株式の内容、発

行可能種類株式総数を決議し、登記を行っておく必要がある)

②後継者には普通株式を、非後継者（兄弟など）には議決権制限株式を譲渡（相続）

イ 効果

遺留分の問題を回避しながら、後継者に議決権を集約することができる。

ウ 留意点

後継者と非後継者の間で確執が生じる可能性がある

#### ●拒否権付種類株式（黄金株）

拒否権付種類株式（いわゆる黄金株）とは、株主総会の決議事項のうち株主総会のほか拒否権付株式を有する株主による種類株主総会の決議を要する内容の株式です。

ア 手順

定款に、株主総会等の決議事項のうち、その種類株主総会の決議を必要とする事項（例えば、「株主総会・取締役会の決議のすべてについて、種類株主総会の決議を必要とする」という定め）、その種類株主総会の決議を必要とする条件を定めるときは、その条件、発行可能種類株主総数を定める。（登記必要）

イ 効果

経営権を現経営者に残しながら、株式を後継者に贈与、売買することができる。株価が下がったタイミングで株式だけ譲渡し、経営権は後継者が能力を備えた時点で譲渡するということができる。

#### ●属人的株式】（会社法 109 条 2 項）

属人的株式とは取得する者が誰かによって内容が変わる株式のことです。

ア 手順

定款に「代表取締役である株主が議決権の全てを有するものとする」という規定を定める。（登記不要）

イ 効果

代表取締役以外の株主は議決権を行使できません。相続で株式が分散しても、後継者以外の相続人が経営に口出しできなくなり、経営が安定します。



#### (4) どのような方法で行うか

##### (4)-1 相続による事業承継

経営者が亡くなった際に後継者に経営権を引き継ぐ場合は、遺言による相続、遺贈という方法をとることがあります。

遺言を作成しなかった場合、遺産分割協議が整うまで、経営者が保有していた株式は、相続人（妻、子等）がそれぞれの法定相続分に応じた割合で共有（準共有）となります（民法 898 条、900 条）。（それぞれの割合に応じた株数を分割して承継するわけではありません）

なお準共有の場合、株式の過半数をもって代表者を定めてそれを会社に通知をする必要があります（会社法 106 条）、相続人間で争いが生じてしまえば権利行使が困難となります。そのためにも、遺言書作成の必要性が生じます。

##### ア 遺言書の作成

遺言により、後継者に自社の株式、事業用資産を相続させる場合ですが、遺言書の作成は、自筆証書遺言、秘密証書遺言及び公正証書遺言などがあります。

公正証書遺言であれば、公証人によって内容が確認され、検認（民法 1004 条）も不要なので、多少費用がかかるが公正証書遺言を作成するのが好いと考えられます。

\*公正証書遺言：公証人役場で作成します。

##### イ 遺留分の問題

相続人が複数いる場合に、後継者に財産の大半を相続させることになることが多くその時には、その他の相続人の遺留分を侵害することがあります。

遺留分の割合は法定相続分の 2 分の 1 となっています。

例えば、経営者（父）、妻、長男、次男がいる場合

- ・会社株式（1 億円）
- ・事業用不動産（5000 万円）
- ・自宅不動産（3000 万円）
- ・預貯金（2000 万円）

の遺産があった場合に、

- ・自宅不動産を妻に（3000 万円）
- ・会社株式と事業用不動産を長男に（1 億 5000 万円）
- ・預貯金を次男に（2000 万円）

というように相続させる遺言したとすると、妻の遺留分は 5000 万円（2 億×2 分の 1×2 分の 1）、不足の 2000 万円分が遺留分の侵害となります。また、次男の遺留分は 2500

万円（2億×2分の1×4分の1）、不足の500万円分が遺留分の侵害となり、遺留分が侵害された相続人は、経営者が亡くなった後に、相続財産の大半を相続した者に対して、「遺留分減殺請求」を行うことができますので、遺留分減殺請求がなされた場合、後継者が相続した遺産の一部を渡さなければなりません。

## ウ 遺留分の放棄

経営者が死亡する前に、後継者以外の相続予定者が、家庭裁判所に申請して、「遺留分の放棄」を行うこともできます（民法1043条1項）が、相続予定者としては手間をかけて遺留分の放棄をするメリットがないため、同意を得るためには一定の対価を支払う必要性が生じる場合があります。なお、許可を申請する際にも、生前にいくら遺留分に代わる資産を受領しているか、遺留分の放棄をする理由が合理的か、などの確認がなされます。

## 【参考】

### ●相続税の計算

相続税には、さまざまな規定がありその計算方法のあらまきは次の通りです。

#### ①各相続人の課税価格の計算

（相続により取得した財産＋みなし相続 財産＋相続時清算課税適用財産  
－債務・葬式費用金額＋相続開始前3年以内の贈与財産）

#### ②遺産総額の計算

③課税遺産総額の計算（②－基礎控除額（3000万円＋600万円×法定相続人数）

④相続税の総額の計算（③×法定相続分×税率－控除額をそれぞれ計算し、合計する）

⑤各相続人の課税額（④×各相続人の課税価格÷課税価格の合計）

⑥各相続人の納付税額（⑤＋（税額の2割－暦年課税分の贈与税額控除、配偶者に対する税額軽減等）  
－相続時清算課税分の贈与税額控除（※配偶者、1親等の血族以外が相続人の場合は2割加算される）

### ●相続に関する税制の特例など

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「経営承継円滑化法」といいます）による民法の特例があります。

①遺留分算定の基礎財産から除外する合意をすることができる。

②遺留分算定の基礎財産に算入する価額を合意時の時価に固定する合意をすることができる。これにより株式を遺留分から外したり、または株式を安いときの価格に固定できることとなりますが、要件があります。

## 【利用要件】

- ・ 3年以上事業を継続している中小企業（サービス業なら資本金の額が 5000 万円以下、又は従業員  
の数が 100 人以下）
- ・ 現経営者が過去又は合意時点において代表者であること
- ・ 合意時点で後継者が代表者で、現経営者から株式の贈与等を受けたことにより、議決権の過半数を  
保有していること
- ・ 合意書の作成
- ・ (固定合意の場合) 株式価額の適正を裏付ける弁護士、公認会計士、税理士の証明
- ・ 合意から 1 か月以内に経済産業大臣の確認を申請すること
- ・ 経済産業大臣の確認後 1 か月以内に家庭裁判所の許可の申立をすること

#### 【無効になる場合】

- ・ 経済産業大臣の確認の取り消し
- ・ 経営者が生存中に後継者が死亡、または後見開始、保佐開始の審判を受ける。
- ・ 合意の当事者以外の者が新たに経営者の推定相続人となる。
- ・ 合意の当事者の代襲者（子が死んだ場合の孫など）が経営者の養子となる。

#### ●小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例

経営者が亡くなる直前にて事業の用に供されていた宅地等について、事業承継ないし事業継続及び保有継続などの要件を満たせば、評価額の減額を受けられます。

#### ●事業承継税制

経営承継円滑化法により定められた、中小企業の後継者が、現経営者から会社の株式を承継する際の、相続税・贈与税の納税（相続 80%分、贈与 100%分）が猶予される制度です。

#### (4)-2 売買、生前贈与

生前に後継者に経営権を引き継ぐ場合は、株式の売買又は贈与により経営権を承継する方法を採ることとなります。

##### 【売買とするか、贈与とするかの判断要素】

- ・ 経営者が資金を必要としているかどうか
- ・ 後継者の資金調達の可否
- ・ 株主構成と経営者の保有株式割合などを総合的に

#### ア 生前贈与の場合

後継者は承継に際して代金を調達することは不要ですが、贈与税の対策が必要となります。相続との関係では、特別受益として、相続財産として扱われ、相続分の算定の基礎となります（民法 903 条）。遺留分との関係でも、遺留分算定の基礎財産に算入されます（民法 1029 条）。

生前贈与は、税率が高いのが難点です。

#### 【参考】

##### ● 贈与税の課税方法

- ① 暦年課税... 1 年間の贈与額に応じて贈与税を計算する方法（原則）、年間基礎控除額は 110 万円。
- ② 相続時清算課税... 贈与を受ける者（推定相続人）は、贈与により取得した財産の価額（相続税評価額）につき、累計で 2500 万円まで贈与税が課税されず、これを超える額につき、贈与額が課せられるとの贈与に対する課税方式。なお、一度②を選択すると、その後の経営者からの贈与は②を選択しなければなりません。また、小規模宅地等についての特例を適用できないというデメリットもあります。

贈与税対策として、早い時期から毎年 110 万円の範囲で贈与し、その後②相続時精算課税を選択するという事で贈与税額を抑えることも考えられます。

相続時清算課税を適用する場合、贈与時の価額をもとに清算をするため、価値が上昇する財産を贈与する場合は相続時清算課税の方が節税となります。逆に価値が下落する場合は、結果的に税額が高額であったということになってしまいます。

そのため、今後の事業拡大の見込みなどを検討する必要があります。

#### イ 売買の場合

後継者は株式の対価について資金調達する必要があるため、生前贈与の場合よりも高額な資金を調達する必要があります。

株価は、税理士、公認会計士に時価を算定してもらう必要があります（安価で売却すると差額が贈与と評価され贈与税が課税される可能性があるので注意が必要です。）

生前贈与、売買の場合、後継者が贈与税、株式代金の資金を確保する必要があります。そのため、従業員持ち株会や持ち株会社を設立して株式を持ってもらう方法もあります。

## 【参考】

### ●従業員持株会の利用

#### ア 手順

- ①従業員持株会の組成、従業員の加入
- ②従業員による株式購入資金の振込
- ③経営者の保有株式を一部従業員持株会に売却

#### イ 効果

- ①経営権を保持したまま所有株式を減少させ、相続財産を減少させることができる。
- ②安定株主を作出し、後継者以外の者への相続、遺留分減殺請求などによる株式の社外流出を防ぐことができる。

#### ウ 留意点

- ①売却価格は「配当還元価額」を基準とするので、従業員が少ない資金で株式を購入できる。
- ②経営者は、株式を売却した年の翌年3月15日までに株式の譲渡益について確定申告をする必要がある。
- ③従業員持株会の組成、運営、管理などの手間が増える。

### ●持株会社（資産管理会社）の利用

#### ア 手順

- ①後継者が持株会社を設立
- ②持株会社にて金融機関から融資を受ける。
- ③経営者が保有している株式を、持株会社にて購入（事業会社の子会社化）

#### イ 効果

- ①経営者が複数会社を有している場合など、事業承継を契機に、会社の運営方法を整理できる。
- ②相続税の問題を回避できる。
- ③将来（後継者の相続の際）の株価上昇を抑制することができる。（純資産価額方式の計算上含み益の一部控除が認められるため）

#### ウ 留意点

基本的には金融機関からの借入により購入資金を賅うことになるので、金融機関との相談が必要です。

#### (4)-3 M&A

後継者がいない場合、他社に会社を売却することが考えられます。具体的には株式の譲渡、合併、事業譲渡等の方法があります。

- ・株式の譲渡→会社をそのまま丸ごと渡す 株式の売買
- ・合併→会社を丸ごと渡す 手続は会社法の規定にしたがう
- ・事業譲渡→会社の資産の売却（会社、株式自体は現経営者に残る） 手続は譲渡する資産の売買

#### (4)-4 信託

信託とは、信託法に基づき、信託を設定する者（委託者）が受託者に対して、財産権の移転等をし、その受託者が信託の目的に従い、受益者のために信託財産の管理又は処分をするための仕組みをいいます。遺言代用信託、他益信託、跡継ぎ遺贈型受益者連続信託などがあります。

### **【参考】**

#### **●自己信託の利用**

##### ア 手順

- ①公正証書等により、経営者を委託者、経営者を受託者として、自社株の自己信託を設定し、受益権は後継者に渡す。
- ②後継者には信託設定時点で贈与税が課税される。
- ③経営者死亡時等で自己信託が終了するように取り決めをしておく。
- ④経営者死亡
- ④後継者が議決権行使可能

##### イ 効果

財産権の移転時期よりも、議決権の移転時期を遅らせることができるため、株式の評価が下がったタイミングで、贈与税を支払った上で、会社経営は現経営者が保持し、後継者が育成した段階で、経営権を移譲させることができる。

##### ウ 留意点

- ①配当金を受ける権利は経営者から後継者に移ることになります。
- ②複雑な信託の仕組みを十分に理解する必要があります。

## 7 事業承継にあたり留意すべき事項

### (1) 租税対策

#### 【株価評価の方法】

非上場株式の評価は、以下の区分により、評価方法が異なります。

区分	内容	総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）及び従業員数	直前期末以前1年間における取引金額	
大会社	従業員数が100人以上または右□のいずれかに該当する会社	卸売業	20億円以上+従業員50人超	80億円以上
		小売・サービス	10億円以上+従業員50人超	20億円以上
		その他	10億円以上+従業員50人超	20億円以上
中会社	従業員数が100人未満で右□のいずれかに該当する会社	卸売業	7000万円以上+従業員5人超	2億～80億未満
		小売・サービス	4000万円以上+従業員5人超	6000万～20億未満
		その他	5000万円以上+従業員5人超	8000万～20億未満
小会社	従業員数が100人未満で右□のいずれにも該当する会社	卸売業	7000万未満 or 従業員5人以下	2億円未満
		小売・サービス	4000万未満 or 従業員5人以下	6000万円未満
		その他	5000万未満 or 従業員5人以下	8000万円未満

更に中会社は以下の区分により、大中小に区分される。

区分	卸売業	小売・サービス	その他
中の大	総資産価額14億以上 +従業員50人以上	総資産価額7億以上 +従業員50人以上	総資産価額7億以上 +従業員50人以上
中の中	総資産価額7億円以上 +従業員30人以上	総資産価額4億円以上 +従業員30人以上	総資産価額4億円以上 +従業員30人以上
中の小	総資産価額7000万円以上 +従業員5人以上	総資産価額4000万円以上 +従業員5人以上	総資産価額4000万円以上 +従業員5人以上

#### 株価算定方式

会社規模	株主の態様		
	支配株主の株式の評価方法		少数株主の評価方法
大会社	類似業種比準価額		配当還元価額
中会社	大	類似業種比準価額×0.9+純資産価額×0.1	
	中	類似業種比準価額×0.75+純資産価額×0.25	
小会社	小	類似業種比準価額×0.6+純資産価額×0.4	
小会社	類似業種比準価額×0.5+純資産価額×0.5		

上記区分にかかわらず、純資産価額によることもできますが、通常純資産価額を用いた方が株価が高くなる傾向にあります。

相続に伴う税負担を減らすためには、株価を下げる必要がありますので、その方法として次の【参考】をご覧ください。

#### 【参考】

##### ●類似業種比準価額とは

市場があって株価が形成されている上場会社の株価から、比較のための基準を使って、紙上のない株式を評価する方法

##### ●純資産価額とは

評価対象会社の純資産価値から株式を評価する方法。財産評価基本通達にしたがって、時価ベースに置き換えた数値を用いる。

##### ●類似業種比準価額との併用を用いる場合

- ・配当、利益、純資産の数値を小さくすることで株価を下げることができます。

配当を減らす→純資産が増えるため、検討を要します。

方法としては、記念配当は計算に含まれないから記念配当をする。

利益を減らす→利益は計算上比重が高い（3倍）ので効果が大きい。

方法としては、新規事業の立ち上げ時など利益が減るときがタイミング

- ・役員退職金を支給する
- ・生命保険への加入（保険料を損金算入）
- ・不動産の購入、建物の建築（購入、建築から3年後）
- ・純資産を減らす→含み損のある資産を売却する。

方法...含み損のある不動産を売却する。時価と路線価の差額を利用する。

##### ●純資産価額を用いる場合

純資産を減少させる。不動産などのように時価と相続税評価の差額がある資産に組み換えることが考えられます。

また次のように、役員退職金の支給や公的な第三者割当増資によって株価を下げる方法があります。

##### ●役員退職金支給を利用する方法

###### ア 手順

- ①経営者の退任
- ②退職金の支給



③後継者が代表者に就任

④翌期の1年間の間に、前経営者から後継者に株式を贈与

イ 効果

会社の純資産を減らし、株価を下げる効果があります。

ウ 留意点

- ①退職金は税負担が少ないため手許に多く残せる（メリット）。
- ②株価が下がる効果は退職金支給年度終了後1年間のみ
- ③退職金支給のための資金調達方法を確保（保険、借入など）
- ④未払計上すると損金として扱われない可能性があるため、一括支給します。
- ⑤役員退職金規程の策定、株主総会での決議等の手続を履践する必要があります。
- ⑥過大な役員退職金を支給した場合、「課題役員退職金」にあたりと判断されて、法人税の損金算入できないおそれがあります。

●中小企業投資育成株式会社による第三者割当増資

中小企業投資育成株式会社法に基づき設立された、中小企業の自己資本の充実と健全な経済成長支援を目的とする公的な投資機関に増資した株式を引き受けてもらいます。

ア 手順

中小企業投資育成(株)による資金払込と新株発行

イ 効果

株式引受価額の算定は、前述の評価方法と異なるため、相続税評価額より低い金額となる場合があります。増資後の株価が下がる。また、安定株主になってもらえるメリットがあります。

ウ 留意点

- ①資本金等が増加するため、法人税等の税負担が増加する可能性があります。
- ②継続的に配当を求められます
- ③中小企業投資育成(株)に対して、定時株主総会前に決算内容の開示と説明が必要となるといった事務負担が生じます。

## (2) 資金調達

相続での承継の場合は相続税、贈与の場合は贈与税が掛かります。また、売買の場合は代金が必要です。いずれにしても、株価が高額の場合は、後継者の手元資金で賄えないこともあります。そのため、生命保険を活用したり公的な融資を受けるなどの方法をとる必要が出てきます。

### 【参考】

#### ●死亡保険金の利用

##### ア 手順

- ①経営者を被保険者、後継者を受取人とする生命保険に加入
- ②経営者が後継者に株式を相続させる旨の遺言書作成
- ③経営者死亡後、後継者が保険金を受領
- ④受領した保険金により、遺留分相当額の支払、相続税の支払

##### イ 効果

後継者が、遺留分の支払や相続税の支払の原資にすることができます。

##### ウ 留意点

生命保険金は、相続財産にならないため、非後継者を受取人としても遺留分対策とはなりません。

#### ●経営承継円滑化法による支援措置

##### ア 中小企業信用保険法の特例

所定の要件（経営承継円滑化法 12 条、同法施行規則 6 条 1 項）を満たし、経済産業省の認定を受けた場合、中小企業信用保険法の規定されている保証協会による保証枠を広げることができます。それによって、資金調達し、会社から後継者に貸し付けます。

##### イ 株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例

日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫から代表者個人が融資を受けることができる。代表者に就任した上で、この制度を利用して融資を受け、前代表者から株式を買い取る、遺留分減殺請求への対応資金とする、贈与税の納付資金を確保するということができます。（通常の融資よりも金利が低い）

#### ●自己株式の活用

##### ア 手順

- ①相続により後継者が株式の取得
- ②会社が後継者から一定の株式を自己株式として買い取る（株主総会の決議が必要）

##### イ 効果

後継者が、遺留分の支払や相続税の支払の原資にすることができます。

#### ウ 留意点

通常、株式を会社に譲渡した株主に対しては、みなし配当課税が適用され、高額な税金が課せられるが、相続により取得した場合は、相続税の申告期限後3年以内に譲渡した場合、株式譲渡益課税が適用されます。なお、他に株主がいる場合、他の株主から買取りの要求がなされる可能性があります。

#### 最後に

以上、述べてまいりましたとおり、事業承継にあたっては、会社の内容や経営者の意向によって、様々な目的で、様々な方法を採用することが考えられます。したがって、円滑な事業承継を行おうと考えれば、専門家への相談が不可欠です。租税対策について税理士が中心的役割を担い、法的な問題点の検証については弁護士が、資金調達について金融機関に相談する必要があります。今回を契機に、ご自身の経営する企業の事業承継について、一度ご検討いただけましたら幸いです。

## 付録 【質疑応答】

番号は質問者からの >は顧問の発言です

1：会社を引き継いだとき、株価の評価がとても高いのに驚いたことがあります。

>優良会社ほどそうなります。普段はあまり意識されません。どのくらいの評価になるのか判っていないのが普通だと思います。一般の会社でも、株式を算出してみると、思いのほか高いのが普通です。

急に下げるのは無理がありますが、手段はいくつかあるので、何年先に承継するのを見据えて計画的に行っていかなければなりません。そして、株価を下げたところで承継を行うということになります。

2：相続の際、法定相続ということで、親の遺産を等分に分けました。私は株、妹は現金というように分けましたので、私の方に現金がなくなり、そのあと苦労した覚えがあります。

>相続では法律上、家族でバラけて財産を分けることになります。相続に株だけ受け取ってしまい、現金がなくなることになります。株価が高いと、相続分を調整するために現金を出さないといけなくなります。

3：国は税を取る方向にあって、以前ですと、同族会社間の資産の異動を行なうことで、課税を回避できたように思います。それも、今はできなくなりました。

>国も制度の整備を進めていて、その辺のことは難しくなりました。

4：中小企業投資育成(株)へ第三者割当することで株価を下げる方法はどうですか。

>国は税金を漏れなく取ろうとする方向で制度が整備されてきています。それも、自然体で何もしないよりは、まだまだ節税可能です。

話は違いますが、以前に億ションの購入による相続税対策が行われたのもこれです。価格の高い高層階も建物価格の面積割で評価されるため、実際の価値に比べ人気があって価値のある高層階が評価の上で安くなるため、相続税対策で節税効果が狙えたのです。これも、税制改正で効果が少なくなりました。ただ、まだ節税効果はあるようです。相続税対策では、税理士も交えて長いスパンで対策をとる必要があります。

5：株主と経営者との関係は、会社の規模によって異なりますか。

>細かい部分は異なることがありますが、基本的には同じです。株主とはオーナー（所有権）でして、会社の基本的なことにかかわること、役員を選任、合併、事業譲渡などについて発言権が残されています。

それ以外については、経営者すなわち社長が経営権をもって、日々の経営を行うということになり、これについては、規模にかかわらず同じです。

承継に際しては、後継者を育てながら徐々に育てたいことの気持ちがあると思います。社長の座はすぐに渡せますが、株（会社の所有権）、はそうではありません。

株（会社の所有権）の移転には税金（相続税・贈与税）が伴います。社長を替えても税金は変わりません。

6：資産管理会社という考え方もありますが、管理すべき資産、運営していくための資金があるのかということが問題になるのではないですか。

>そのとおりです。

7：現在の私の事業について、今までとくに跡取りを考えてこなかったのですが、先だつて、身内が自分の子供を将来、私の会社に入社させたいと言ってきました。

遺産相続の際、母親経由で株を分けていたせいもあるでしょうが、株主である身内からすれば、経営に関与したいという考え方もあるでしょう。私としても、株と経営との関係について、思いあぐねているところです。

>身内同士であっても、株主が分かれていると、いざ承継となった時に、株を手放したいという人もおれば、これを機に経営に参画したいという人も出てきて、身動き取れなくなる時があります。

一旦渡した株を引き上げるのはむつかしいものがあります。そのためにも早くから対策をとって、3年先にはこう、5年先ではこれというような段階を踏むように準備しておく必要があります。いきなりとなるとどうしても手段が限られてきます。